

北里大学と公文国際学園高等部との教育交流に関する協定書

北里大学（以下「大学」という。）と公文国際学園高等部（以下「高校」という。）は、高校・大学連携事業を通じて相互交流を深め、高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定を締結する。

1. 大学と高校は、相互の友好関係にもとづき、高校・大学連携事業を実施する。
2. 高校・大学連携事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 「総合的な学習の時間」における教職員及び学生の交流
 - (2) 教育についての情報交換及び交流
 - (3) その他双方が協議し合意した事項
3. 高校・大学連携事業の具体的内容については覚書を取り交わす。
4. この協定の有効期間は1年間とし、平成27年9月1日から始まり平成28年8月31日をもって終わる。

ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに大学・高校のうち一方又は両者から協定の改廃の申し入れがないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後について同様とする。
5. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議し、解決をはかる。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成27年9月1日

北里大学

公文国際学園高等部

学 長

校 長

小林 弘祐



梶原 晃

